

役職員の報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事および常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」および「賞与」、在任期間中の職務執行および特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬および賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬および賞与につきましては、総代会において、理事全員および監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額および賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

- a. 決定方法
- b. 支払手段
- c. 決定時期と支払時期

(2) 平成29年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位:百万円)

| 区分 | 支払総額 |
|-------------|------|
| 対象役員に対する報酬等 | 113 |

(注) 1. 対象役員に該当する理事は6名、監事は1名です。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」88百万円、「退職慰労金」25百万円となっております。

「退職慰労金」は、当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の額です。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第3条第1項第3号および第5号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、上記1.対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成29年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「同等額」は、平成29年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

資料編

CONTENTS

財務諸表

| | |
|-----------------------------|----|
| 貸借対照表 | 33 |
| 損益計算書 | 34 |
| 剰余金処分計算書 | 34 |
| 貸借対照表の注記 | 35 |
| 会計監査人の監査 | 36 |
| 財務諸表の適正性および作成に係る内部監査の有効性の確認 | 36 |

経営指標

| | |
|------------|----|
| 業務粗利益 | 37 |
| 資金運用収支の内訳 | 37 |
| 利鞘 | 37 |
| 利益率 | 37 |
| 受取・支払利息の分析 | 37 |

預金指標

| | |
|------------------|----|
| 預金積金および譲渡性預金平均残高 | 38 |
| 定期預金残高 | 38 |

貸出金指標

| | |
|---------------|----|
| 貸出金平均残高 | 38 |
| 貸出金残高 | 38 |
| 貸出金の担保別内訳 | 38 |
| 債務保証見返額の担保別内訳 | 38 |
| 貸出金使途別残高 | 38 |
| 貸出金業種別内訳 | 39 |
| 預貸率 | 39 |
| 貸出金償却 | 39 |
| 貸倒引当金内訳 | 39 |

有価証券等指標

| | |
|---------------------------------|----|
| 有価証券平均残高 | 39 |
| 商品有価証券種類別平均残高 | 39 |
| 預証率 | 39 |
| 有価証券の時価情報 | 40 |
| 売買目的有価証券 | 40 |
| 金銭の信託 | 40 |
| デリバティブ取引 (第102条第1項第5号に掲げる取引) | 40 |

リスク管理債権

| | |
|-----------------|----|
| リスク管理債権の引当・保全状況 | 41 |
|-----------------|----|

金融再生法開示債権

| | |
|----------------------------|----|
| 金融再生法開示債権および同債権に対する引当・保全状況 | 41 |
|----------------------------|----|

財務諸表

貸借対照表

(単位:百万円)

■資産の部

| 科 目 | 第95期 (平成29年3月期) | 第96期 (平成30年3月期) |
|----------------------|--------------------|--------------------|
| 現金 | 1,204 | 1,190 |
| 預け金 | 18,484 | 22,835 |
| 有価証券 | 57,134 | 54,909 |
| 国債 | 10,426 | 10,226 |
| 地方債 | 30,371 | 28,174 |
| 社債 | 15,018 | 14,665 |
| 株式 | 3 | 132 |
| その他の証券 | 1,315 | 1,710 |
| 貸出金 | 52,462 | 56,453 |
| 割引手形 | 591 | 610 |
| 手形貸付 | 9,880 | 9,642 |
| 証書貸付 | 40,412 | 44,793 |
| 当座貸越 | 1,577 | 1,406 |
| その他資産 | 706 | 754 |
| 未決済為替貸 | 11 | 15 |
| 信金中金出資金 | 514 | 514 |
| 前払費用 | 1 | 0 |
| 未収収益 | 158 | 203 |
| その他の資産 | 19 | 20 |
| 有形固定資産 | 1,101 | 1,051 |
| 建物 | 568 | 540 |
| 土地 | 379 | 378 |
| リース資産 | 11 | 6 |
| その他の有形固定資産 | 141 | 125 |
| 無形固定資産 | 6 | 6 |
| ソフトウェア | 1 | 1 |
| その他の無形固定資産 | 4 | 4 |
| 前払年金費用 | 228 | 309 |
| 債務保証見返 | 243 | 241 |
| 貸倒引当金 (うち個別貸倒引当金) | △ 1,018 (△ 856) | △ 953 (△ 815) |
| 資産の部 合計 | 130,554 | 136,799 |

■負債の部

| 科 目 | 第95期 (平成29年3月期) | 第96期 (平成30年3月期) |
|-------------|--------------------|--------------------|
| 預金積金 | 115,396 | 120,022 |
| 当座預金 | 1,833 | 1,864 |
| 普通預金 | 34,109 | 35,562 |
| 貯蓄預金 | 1,062 | 1,012 |
| 通知預金 | 1,170 | 1,457 |
| 定期預金 | 71,318 | 74,492 |
| 定期積金 | 5,304 | 5,271 |
| その他の預金 | 598 | 361 |
| 譲渡性預金 | 2,000 | 3,000 |
| その他負債 | 325 | 452 |
| 未決済為替借 | 14 | 25 |
| 未払費用 | 139 | 194 |
| 給付補填備金 | 3 | 3 |
| 未払法人税等 | 72 | 129 |
| 前受収益 | 63 | 66 |
| 払戻未済金 | 0 | 0 |
| リース債務 | 11 | 6 |
| その他の負債 | 19 | 26 |
| 賞与引当金 | 35 | 36 |
| 役員退職慰労引当金 | 137 | 162 |
| 睡眠預金払戻損失引当金 | 3 | 3 |
| 偶発損失引当金 | 106 | 103 |
| 繰延税金負債 | 574 | 611 |
| 債務保証 | 243 | 241 |
| 負債の部 合計 | 118,823 | 124,633 |

■純資産の部

| 科 目 | 第95期 (平成29年3月期) | 第96期 (平成30年3月期) |
|--------------|--------------------|--------------------|
| 出資金 | 351 | 353 |
| 普通出資金 | 351 | 353 |
| 利益剰余金 | 9,873 | 10,209 |
| 利益準備金 | 350 | 351 |
| その他利益剰余金 | 9,523 | 9,858 |
| 特別積立金 | 9,200 | 9,450 |
| 当期末処分剰余金 | 323 | 408 |
| 会員勘定合計 | 10,224 | 10,563 |
| その他有価証券評価差額金 | 1,506 | 1,602 |
| 純資産の部 合計 | 11,731 | 12,166 |
| 負債及び純資産の部 合計 | 130,554 | 136,799 |

※貸借対照表の注記については、35~36ページに記載しております。

損益計算書

(単位:千円)

| 科 目 | 第95期 (平成29年3月期) | 第96期 (平成30年3月期) | 科 目 | 第95期 (平成29年3月期) | 第96期 (平成30年3月期) |
|----------------|--------------------|--------------------|-------------------|--------------------|--------------------|
| 経常収益 | 1,958,456 | 2,007,961 | その他業務費用 | 499 | 35,455 |
| 資金運用収益 | 1,668,045 | 1,659,963 | 外国為替売買損 | 7 | 34 |
| 貸出金利息 | 1,003,823 | 1,030,435 | 国債等債券売却損 | — | 34,907 |
| 預け金利息 | 36,568 | 29,255 | その他の業務費用 | 492 | 513 |
| 有価証券利息配当金 | 616,247 | 587,527 | 経費 | 1,449,863 | 1,326,692 |
| その他の受入利息 | 11,405 | 12,744 | 人件費 | 938,118 | 828,588 |
| 役務取引等収益 | 155,818 | 152,843 | 物件費 | 487,682 | 478,258 |
| 受入為替手数料 | 69,652 | 68,281 | 税金 | 24,063 | 19,845 |
| その他の役務収益 | 86,166 | 84,562 | その他経常費用 | 20,263 | 10,470 |
| その他業務収益 | 117,937 | 128,279 | 貸出金償却 | 1,273 | — |
| 国債等債券売却益 | 105,832 | 116,359 | 株式等売却損 | 421 | 670 |
| その他の業務収益 | 12,105 | 11,920 | その他資産償却 | 12 | 42 |
| その他経常収益 | 16,654 | 66,874 | その他の経常費用 | 18,556 | 9,758 |
| 貸倒引当金戻入益 | 405 | 32,360 | 経常利益 | 327,931 | 478,228 |
| 償却債権取立益 | 90 | 351 | 特別利益 | — | 2,257 |
| 株式等売却益 | 6,131 | 3,523 | 固定資産処分益 | — | 2,257 |
| その他の経常収益 | 10,027 | 30,639 | 特別損失 | 328 | 90 |
| 経常費用 | 1,630,524 | 1,529,733 | 固定資産処分損 | 328 | 90 |
| 資金調達費用 | 91,775 | 79,878 | 税引前当期純利益 | 327,603 | 480,395 |
| 預金利息 | 83,519 | 74,585 | 法人税、住民税及び事業税 | 73,420 | 130,158 |
| 給付補償金繰入額 | 2,198 | 2,267 | 法人税等合計 | 73,420 | 130,158 |
| 譲渡性預金利息 | 6,058 | 3,025 | 当期純利益 | 254,182 | 350,236 |
| 役務取引等費用 | 68,120 | 77,237 | 繰越金(当期首残高) | 68,963 | 57,842 |
| 支払為替手数料 | 20,601 | 20,324 | 当期末処分剩余金 | 323,146 | 408,079 |
| その他の役務費用 | 47,519 | 56,912 | | | |

損益計算書の注記

(1)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

(2)出資1口当たり当期純利益金額 49円72銭

剰余金処分計算書

(単位:円)

| 科 目 | 第95期 (平成29年3月期) | 第96期 (平成30年3月期) |
|-------------------|--------------------|--------------------|
| 当期末処分剩余金 | 323,146,204 | 408,079,193 |
| 剰余金処分額 | 265,303,679 | 366,616,509 |
| 利益準備金 | 1,280,000 | 2,543,000 |
| 普通出資に対する配当金 | 14,023,679 | 14,073,509 |
| (配当率) | (年4.0%) | (年4.0%) |
| 特別積立金 | 250,000,000 | 350,000,000 |
| 繰越金(当期末残高) | 57,842,525 | 41,462,684 |

財務諸表

貸借対照表の注記

- (1)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
- (2)有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。
- なお、その他の有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- (3)有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。
- また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|------|--------|
| 建 物 | 3年～39年 |
| その他の | 2年～50年 |
- (4)無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- (5)所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- (6)外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- (7)貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 破産・特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況がないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
- 上記以外の債権については、過去の一定期間ににおける貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、融資部(営業関連部署)が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部(資産監査部)が査定結果を監査しております。
- なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は129百万円であります。
- (8)賞与引当金は、職員への支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- (9)退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用及び理数計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。
- | | |
|----------|---|
| 数理計算上の差異 | 各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。 |
|----------|---|
- (10)当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
- なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
- | | |
|-----------------------------------|--------------|
| ①制度全体の積立状況に関する事項(平成29年3月31日現在) | |
| 年金資産の額 | 1,634,392百万円 |
| 年金財政計算上の数理債務の額と 最低責任準備金の額との合計額 | 1,793,308百万円 |
| 差引額 | △158,915百万円 |
| ②制度全体に占める当金庫の掛け出し割合 | 平成29年3月31日現在 |
| | 0.1083% |
- ③補足説明
- 上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高214,616百万円及び別途積立金55,700百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19ヵ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金21百万円を処理しております。なお、特別掛け金の額は、予め定められた掛け率を掛け出し時の標準給与との額に乘じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
- (11)役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- (12)睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの戻戻請求に備えるため、将来の戻戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
- (13)偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- (14)消費税及び地方消費税の会計処理は税込方式によっております。
- (15)理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額71百万円。
- (16)有形固定資産の減価償却累計額2,417百万円。
- (17)有形固定資産の圧縮記帳額5百万円。
- (18)貸借対照表に計上した固定資産のほか、車輌、出納事務機器等については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
- (19)貸出金のうち、破綻先債権額は12百万円、延滞債権額は3,212百万円であります。
- なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかつた貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
- また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- (20)貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- (21)貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は64百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権に該当しないものであります。

(22)破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は3,290百万円であります。

なお、(19)から(22)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

(23)手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に处分できる権利を有しておりますが、その額面金額は610百万円であります。

(24)担保に供している資産は次のとおりであります。

| | |
|------------|----------|
| 担保に供している資産 | |
| 有価証券 | 100百万円 |
| 預け金 | 10百万円 |
| 担保資産に応する債務 | |
| 預金 | 1,626百万円 |

上記のほか、為替決済保証金として預け金5,000百万円、公金収納事務取扱の担保としてその他の資産0百万円を差入れております。

(25)出資1口当たりの純資産額 1,718円48銭

(26)金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

②金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

③金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当金庫は、貸出事務取扱規程、貸出金管理規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部審査課、管理課により行われ、また、定期的に経営陣による常務会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、経営管理部経理証券課において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

(II)市場リスクの管理

①金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、理事会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には経営管理部リスク統括課において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利敏感度分析等によりモニタリングを行い、定期的に理事会に報告しております。

②為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

③価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、理事会の方針に基づき、理事会の監督の下、資金運用規程に従い行われております。

このうち、経営管理部経理証券課では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を行っております。

経営管理部経理証券課で保有している株式の多くは、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

これらの情報は経営管理部経理証券課、リスク統括課を通じ、理事会及び常務会において定期的に報告されております。

(IV)市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積立金」、「譲渡性預金」であります。

当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、保有期間1年、過去5年の観測期間で計測される99パーセンタイル値を用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定期的な分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を(固定金利群と変動金利群に分けて)、それぞれ金利日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定した場合の99パーセンタイル値を用いた時価は、1,580百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しております。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

(IV)資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡単な計算により算出した時価に代わる金額を含めて示してあります。

(27)金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりで

あります(時価等の算定方法については(注1)参照)。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません(注2)参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|---------------|----------|---------|-------|
| (1) 預け金(*1) | 22,835 | 22,902 | 66 |
| (2) 有価証券 | 54,893 | 55,597 | 703 |
| 満期保有目的の債券 | 20,628 | 21,332 | 703 |
| その他有価証券 | 34,264 | 34,264 | - |
| (3) 貸出金(*1) | 56,453 | | |
| 貸倒引当金(*2) | △ 953 | | |
| | 55,500 | 56,539 | 1,038 |
| 金融資産計 | 133,229 | 135,038 | 1,809 |
| (1) 預金積金(*1) | 120,022 | 120,298 | 276 |
| (2) 譲渡性預金(*1) | 3,000 | 3,002 | 2 |
| 金融負債計 | 123,022 | 123,300 | 278 |

(*1) 預け金、貸出金、預金積金、譲渡性預金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利(円金利スワップ)で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については(28)から(30)に記載しております。

貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

①破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額、以下「貸出金計上額」という)。

②①以外の債権については、貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(円金利スワップ)で割り引いた額

金融負債

預金積金、譲渡性預金

要求預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしてあります。また、定期預金、譲渡性預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利(円金利スワップ)を用いております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

| 区分 | 貸借対照表計上額 |
|----------------|----------|
| 非上場株式(*1) (*2) | 3 |
| 出資金(*3) | 13 |
| 合計 | 16 |

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価表示の対象とはしておりません。

(*2) 当事業年度において、非上場株式についての減損処理は行っておりません。

(*3) 出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価表示の対象とはしておりません。

(28) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」が含まれております。
以下(30)まで同様であります。

満期保有目的の債券

(単位:百万円)

| 種類 | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|--------------------|----------|--------|-------|
| 時価が貸借対照表計上額を超えるもの | 国債 | 8,200 | 8,465 |
| | 地方債 | 9,098 | 9,558 |
| | 社債 | 1,506 | 1,526 |
| | その他 | - | - |
| 小計 | 18,805 | 19,550 | 744 |
| 時価が貸借対照表計上額を超えないもの | 国債 | - | - |
| | 地方債 | - | - |
| | 社債 | 222 | 222 |
| | その他 | 1,600 | 1,559 |
| 小計 | 1,822 | 1,782 | △40 |
| 合計 | 20,628 | 21,332 | 703 |

他の有価証券

(単位:百万円)

| 種類 | 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 |
|----------------------|----------|--------|--------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | 株式 | 42 | 35 |
| | 債券 | 31,932 | 29,702 |
| | 国債 | 2,025 | 2,005 |
| | 地方債 | 19,076 | 17,675 |
| | 社債 | 10,830 | 10,021 |
| | その他 | - | - |
| 小計 | 31,974 | 29,738 | 2,236 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | 株式 | 87 | 91 |
| | 債券 | 2,104 | 2,119 |
| | 国債 | - | - |
| | 地方債 | - | - |
| | 社債 | 2,104 | 2,119 |
| | その他 | 97 | 100 |
| 小計 | 2,289 | 2,312 | △22 |
| 合計 | 34,264 | 32,050 | 2,213 |

(29) 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位:百万円)

| | 売却額 | 売却益の合計額 | 売却損の合計額 |
|-----|-------|---------|---------|
| 株式 | - | - | - |
| 債券 | 8,818 | 116 | 34 |
| 国債 | 5,063 | 22 | - |
| 地方債 | 1,438 | 61 | 14 |
| 社債 | 2,315 | 32 | 20 |
| その他 | - | - | - |
| 合計 | 8,818 | 116 | 34 |

(30) 減損処理を行った有価証券

有価証券(売買目的有価証券を除く)で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という)しております。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、①期末日における時価の下落率が取得原価に比べ50%以上下落した場合、②期末日における時価の下落率が過去2年間にわたり取得原価に比べ30%以上50%未満である場合のいずれかが該当する場合としています。

市場価格のない株式は、1株当たりの純資産額が取得原価に比べ50%以上下落した場合は時価下落相当額を帳簿価格より減損処理し貸借対照表計上額としております。

なお、当事業年度において減損処理は行っておりません。

(31) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約による融資未実行残高は、6,484百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが4,993百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴収するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

(32) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

| | |
|-------------|---------|
| 繰延税金資産 | |
| 個別貸倒引当金 | 252百万円 |
| 偶発損失引当金 | 27百万円 |
| 役員退職慰労引当金 | 44百万円 |
| 減価償却費 | 15百万円 |
| 賞与引当金超過額 | 9百万円 |
| その他 | 18百万円 |
| 繰延税金資産小計 | 369百万円 |
| 評価性引当額 | △369百万円 |
| 繰延税金資産合計 | -百万円 |
| 繰延税金負債 | |
| その他有価証券評価差益 | 611百万円 |
| 繰延税金負債合計 | 611百万円 |
| 繰延税金負債の純額 | 611百万円 |

会計監査人の監査

平成29年3月期および平成30年3月期の貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、監査法人銀河の監査を受けております。

財務諸表の適正性および作成に係る内部監査の有効性の確認

平成29年度における貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という)の適正性、および財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

平成30年6月18日

日高信用金庫 理事長 大沼 孝司

経営指標

■ 業務粗利益

(単位:千円、%)

| | 平成29年3月期 | 平成30年3月期 |
|----------|-----------|-----------|
| 資金運用収支 | 1,576,269 | 1,580,085 |
| 資金運用収益 | 1,668,045 | 1,659,963 |
| 資金調達費用 | 91,775 | 79,878 |
| 役務取引等収支 | 87,697 | 75,606 |
| 役務取引等収益 | 155,818 | 152,843 |
| 役務取引等費用 | 68,120 | 77,237 |
| その他の業務収支 | 117,437 | 92,824 |
| その他業務収益 | 117,937 | 128,279 |
| その他業務費用 | 499 | 35,455 |
| 業務粗利益 | 1,781,404 | 1,748,516 |
| 業務粗利益率 | 1.420 | 1.357 |

(注) 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

■ 資金運用収支の内訳

(単位:平均残高・百万円、利息・千円、利回り・%)

| | 平均残高 | | 利 息 | | 利回り | |
|---------|----------|----------|-----------|-----------|----------|----------|
| | 平成29年3月期 | 平成30年3月期 | 平成29年3月期 | 平成30年3月期 | 平成29年3月期 | 平成30年3月期 |
| 資金運用勘定 | 125,364 | 128,843 | 1,668,045 | 1,659,963 | 1.33 | 1.28 |
| うち貸出金 | 48,324 | 51,726 | 1,003,823 | 1,030,435 | 2.07 | 1.99 |
| うち預け金 | 19,965 | 21,693 | 36,568 | 29,255 | 0.18 | 0.13 |
| うち有価証券 | 56,558 | 54,906 | 616,247 | 587,527 | 1.08 | 1.07 |
| 資金調達勘定 | 116,394 | 119,632 | 91,775 | 79,878 | 0.07 | 0.06 |
| うち預金積金 | 113,485 | 116,437 | 85,717 | 76,852 | 0.07 | 0.06 |
| うち譲渡性預金 | 2,909 | 3,194 | 6,058 | 3,025 | 0.20 | 0.09 |

(注) 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高(平成29年3月期102百万円、平成30年3月期103百万円)を控除して表示しております。

■ 利鞘

(単位:%)

| | 平成29年3月期 | 平成30年3月期 |
|---------|----------|----------|
| 資金運用利回 | 1.33 | 1.28 |
| 資金調達原価率 | 1.28 | 1.15 |
| 総資金利鞘 | 0.04 | 0.13 |

■ 利益率

(単位:%)

| | 平成29年3月期 | 平成30年3月期 |
|-----------|----------|----------|
| 総資産経常利益率 | 0.25 | 0.36 |
| 総資産当期純利益率 | 0.20 | 0.26 |

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

■ 受取・支払利息の分析

(単位:千円)

| | 平成29年3月期 | | | 平成30年3月期 | | |
|---------|----------|----------|---------|----------|---------|---------|
| | 残高による増減 | 利率による増減 | 純増減 | 残高による増減 | 利率による増減 | 純増減 |
| 受取利息 | 56,705 | △105,620 | △48,915 | 52,187 | △60,269 | △8,081 |
| うち貸出金 | 70,100 | △51,698 | 18,402 | 67,688 | △41,076 | 26,612 |
| うち預け金 | 5,247 | △34,089 | △28,841 | 2,470 | △9,783 | △7,312 |
| うち有価証券 | △20,619 | △17,543 | △38,163 | △17,974 | △10,746 | △28,720 |
| 支払利息 | 3,627 | △24,597 | △20,969 | 1,632 | △13,530 | △11,897 |
| うち預金積金 | 3,823 | △21,809 | △17,985 | 1,348 | △10,213 | △8,864 |
| うち譲渡性預金 | △196 | △2,787 | △2,983 | 284 | △3,316 | △3,032 |

(注) 残高および利率の増減要因が重なる部分については、残高による増減要因に含める方法により算出しております。

預金指標／貸出金指標

■預金積金および譲渡性預金平均残高 (単位:百万円)

| | 平成29年3月期 | 平成30年3月期 |
|------------|----------|----------|
| 流動性預金 | 36,075 | 37,551 |
| うち有利息預金 | 32,343 | 33,803 |
| 定期性預金 | 77,135 | 78,612 |
| うち固定金利定期預金 | 72,016 | 73,149 |
| うち変動金利定期預金 | 11 | 11 |
| その他 | 274 | 274 |
| 計 | 113,485 | 116,437 |
| 譲渡性預金 | 2,909 | 3,194 |
| 合計 | 116,394 | 119,632 |

(注)1.流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金

2.定期性預金=定期預金+定期積金

固定金利定期預金:預入時に満期日までの利率が確定する定期預金

変動金利定期預金:預入期間中の市場金利の変化に応じて利率が変動する定期預金

■定期預金残高

(単位:百万円)

| | 平成29年3月期 | 平成30年3月期 |
|----------|----------|----------|
| 定期預金 | 71,318 | 74,492 |
| 固定金利定期預金 | 71,306 | 74,480 |
| 変動金利定期預金 | 11 | 11 |

■貸出金平均残高

(単位:百万円)

| | 平成29年3月期 | 平成30年3月期 |
|------|----------|----------|
| 手形貸付 | 7,282 | 7,670 |
| 証書貸付 | 39,384 | 42,192 |
| 当座貸越 | 1,167 | 1,353 |
| 割引手形 | 489 | 510 |
| 合計 | 48,324 | 51,726 |

■貸出金残高

(単位:百万円)

| | 平成29年3月期 | 平成30年3月期 |
|------|----------|----------|
| 貸出金 | 52,462 | 56,453 |
| 変動金利 | 23,320 | 24,204 |
| 固定金利 | 29,142 | 32,249 |

■貸出金の担保別内訳

(単位:百万円)

| | 平成29年3月期 | 平成30年3月期 |
|-------------|----------|----------|
| 当金庫預金積金 | 1,480 | 1,408 |
| 有価証券 | — | — |
| 動産 | 109 | 255 |
| 不動産 | 14,076 | 14,995 |
| その他 | — | — |
| 計 | 15,666 | 16,659 |
| 信用保証協会・信用保険 | 7,739 | 8,045 |
| 保証 | 6,633 | 7,492 |
| 信用 | 22,423 | 24,257 |
| 合計 | 52,462 | 56,453 |

■債務保証見返の担保別内訳

(単位:百万円)

| | 平成29年3月期 | 平成30年3月期 |
|-------------|----------|----------|
| 当金庫預金積金 | 102 | 79 |
| 有価証券 | — | — |
| 動産 | — | — |
| 不動産 | 35 | 39 |
| その他 | — | — |
| 計 | 137 | 118 |
| 信用保証協会・信用保険 | 1 | 1 |
| 保証 | 104 | 121 |
| 信用 | — | — |
| 合計 | 243 | 241 |

■貸出金使途別残高

(単位:百万円、%)

| | 平成29年3月期 | | 平成30年3月期 | |
|------|----------|--------|----------|--------|
| | 貸出金残高 | 構成比 | 貸出金残高 | 構成比 |
| 設備資金 | 29,458 | 56.15 | 32,831 | 58.16 |
| 運転資金 | 23,004 | 43.85 | 23,622 | 41.84 |
| 合計 | 52,462 | 100.00 | 56,453 | 100.00 |

貸出金指標／有価証券等指標

■貸出金業種別内訳

(単位:先、百万円、%)

| | 平成29年3月期 | | | 平成30年3月期 | | |
|-----------------|----------|--------|--------|----------|--------|--------|
| | 貸出先数 | 貸出金残高 | 構成比 | 貸出先数 | 貸出金残高 | 構成比 |
| 製造業 | 62 | 3,968 | 7.56 | 59 | 4,051 | 7.17 |
| 農業、林業 | 61 | 1,844 | 3.51 | 55 | 1,819 | 3.22 |
| 漁業 | 14 | 159 | 0.30 | 12 | 169 | 0.29 |
| 鉱業、採石業、砂利採取業 | 3 | 576 | 1.09 | 3 | 550 | 0.97 |
| 建設業 | 132 | 3,708 | 7.06 | 128 | 4,080 | 7.22 |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | 1 | 4 | 0.00 | 0 | 0 | 0.00 |
| 情報通信業 | 3 | 13 | 0.02 | 3 | 11 | 0.01 |
| 運輸業、郵便業 | 15 | 340 | 0.64 | 14 | 337 | 0.59 |
| 卸売業、小売業 | 132 | 3,327 | 6.34 | 131 | 3,227 | 5.71 |
| 金融業、保険業 | 8 | 2,692 | 5.13 | 8 | 2,494 | 4.41 |
| 不動産業 | 160 | 14,197 | 27.06 | 179 | 16,207 | 28.70 |
| 物品販賣業 | 9 | 666 | 1.26 | 9 | 877 | 1.55 |
| 学術研究、専門・技術サービス業 | 13 | 350 | 0.66 | 16 | 458 | 0.81 |
| 宿泊業 | 11 | 83 | 0.15 | 12 | 269 | 0.47 |
| 飲食業 | 55 | 203 | 0.38 | 54 | 196 | 0.34 |
| 生活関連サービス業、娯楽業 | 28 | 760 | 1.44 | 27 | 670 | 1.18 |
| 教育、学習支援業 | 2 | 7 | 0.01 | 2 | 5 | 0.00 |
| 医療、福祉 | 23 | 701 | 1.33 | 27 | 816 | 1.44 |
| その他のサービス | 54 | 792 | 1.50 | 52 | 788 | 1.39 |
| 小計 | 786 | 34,398 | 65.56 | 791 | 37,030 | 65.59 |
| 地方公共団体 | 7 | 11,949 | 22.77 | 8 | 12,493 | 22.12 |
| 個人 | 2,772 | 6,114 | 11.65 | 2,828 | 6,929 | 12.27 |
| 合計 | 3,565 | 52,462 | 100.00 | 3,627 | 56,453 | 100.00 |

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■預貸率

(単位:%)

| | 平成29年3月期 | 平成30年3月期 |
|---------|----------|----------|
| 期末預貸率 | 44.68 | 45.88 |
| 期中平均預貸率 | 41.51 | 43.23 |

(注)預貸率= $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金+譲渡性預金}} \times 100$

■貸出金償却

(単位:千円)

| | 平成29年3月期 | 平成30年3月期 |
|-------|----------|----------|
| 貸出金償却 | 1,273 | — |

■貸倒引当金内訳

(単位:百万円)

| | 期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | | 期末残高 |
|---------|----------|-------|-------|-----|-------|
| | | | 目的使用 | その他 | |
| 一般貸倒引当金 | 平成29年3月期 | 157 | 162 | — | 157 |
| | 平成30年3月期 | 162 | 138 | — | 162 |
| 個別貸倒引当金 | 平成29年3月期 | 880 | 856 | 19 | 861 |
| | 平成30年3月期 | 856 | 815 | 33 | 823 |
| 合計 | 平成29年3月期 | 1,038 | 1,018 | 19 | 1,019 |
| | 平成30年3月期 | 1,018 | 953 | 33 | 985 |

■有価証券平均残高

(単位:百万円)

| | 平成29年3月期 | 平成30年3月期 |
|--------|----------|----------|
| 国債 | 11,607 | 11,676 |
| 地方債 | 29,772 | 27,651 |
| 社債 | 14,136 | 14,150 |
| 株式 | 9 | 58 |
| 投資信託 | 15 | 28 |
| 外国証券 | 1,000 | 1,326 |
| その他の証券 | 15 | 14 |
| 合計 | 56,558 | 54,906 |

■商品有価証券種類別平均残高

該当するものはありません。

■預証率

(単位:%)

| | 平成29年3月期 | 平成30年3月期 |
|---------|----------|----------|
| 期末預証率 | 48.66 | 44.63 |
| 期中平均預証率 | 48.59 | 45.89 |

(注)預証率= $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金+譲渡性預金}} \times 100$

有価証券等指標

■ 有価証券の時価情報

【満期保有目的の債券】

(単位:百万円)

| | 種類 | 平成29年3月期 | | | 平成30年3月期 | | |
|------------------------|-----|--------------|--------|-----|--------------|--------|-----|
| | | 貸借対照表 計上額 | 時価 | 差額 | 貸借対照表 計上額 | 時価 | 差額 |
| 時価が貸借対照表 計上額を超えるもの | 国債 | 9,401 | 9,769 | 368 | 8,200 | 8,465 | 264 |
| | 地方債 | 9,998 | 10,545 | 547 | 9,098 | 9,558 | 459 |
| | 社債 | 1,983 | 2,018 | 34 | 1,506 | 1,526 | 19 |
| | その他 | 1,000 | 1,043 | 43 | — | — | — |
| | 小計 | 22,383 | 23,377 | 994 | 18,805 | 19,550 | 744 |
| 時価が貸借対照表 計上額を超えないもの | 国債 | — | — | — | — | — | — |
| | 地方債 | — | — | — | — | — | — |
| | 社債 | 220 | 220 | △0 | 222 | 222 | △0 |
| | その他 | 300 | 294 | △5 | 1,600 | 1,559 | △40 |
| | 小計 | 520 | 514 | △6 | 1,822 | 1,782 | △40 |
| 合計 | | 22,904 | 23,892 | 988 | 20,628 | 21,332 | 703 |

(注)1.時価は、期末日における市場価格等に基づいております。

2.上記の「その他」は、外国証券です。

3.時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

【その他有価証券】

(単位:百万円)

| | 種類 | 平成29年3月期 | | | 平成30年3月期 | | |
|--------------------------|-----|--------------|--------|-------|--------------|--------|-------|
| | | 貸借対照表 計上額 | 取得原価 | 差額 | 貸借対照表 計上額 | 取得原価 | 差額 |
| 貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの | 株式 | — | — | — | 42 | 35 | 7 |
| | 債券 | 30,747 | 28,518 | 2,228 | 31,932 | 29,702 | 2,229 |
| | 国債 | 1,025 | 1,003 | 21 | 2,025 | 2,005 | 19 |
| | 地方債 | 19,899 | 18,489 | 1,410 | 19,076 | 17,675 | 1,400 |
| | 社債 | 9,821 | 9,025 | 796 | 10,830 | 10,021 | 809 |
| | その他 | — | — | — | — | — | — |
| 小計 | | 30,747 | 28,518 | 2,228 | 31,974 | 29,738 | 2,236 |
| 貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの | 株式 | — | — | — | 87 | 91 | △4 |
| | 債券 | 3,464 | 3,612 | △148 | 2,104 | 2,119 | △14 |
| | 国債 | — | — | — | — | — | — |
| | 地方債 | 473 | 492 | △19 | — | — | — |
| | 社債 | 2,991 | 3,120 | △128 | 2,104 | 2,119 | △14 |
| | その他 | — | — | — | 97 | 100 | △2 |
| 小計 | | 3,464 | 3,612 | △148 | 2,289 | 2,312 | △22 |
| 合計 | | 34,211 | 32,131 | 2,080 | 34,264 | 32,050 | 2,213 |

(注)1.貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

2.上記の「その他」は、投資信託です。

3.時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

【時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券】

(単位:百万円)

| | 平成29年3月期 | | 平成30年3月期 | |
|-------|----------|----------|----------|----------|
| | 貸借対照表計上額 | 貸借対照表計上額 | 貸借対照表計上額 | 貸借対照表計上額 |
| 非上場株式 | | 3 | | 3 |
| 出資金 | | 15 | | 13 |
| 合計 | | 18 | | 16 |

■ 売買目的有価証券

該当するものはありません。

■ 金銭の信託

該当するものはありません。

■ デリバティブ取引(第102条第1項第5号に掲げる取引)

該当するものはありません。

リスク管理債権／金融再生法開示債権

リスク管理債権の引当・保全状況

当金庫の平成30年3月末のリスク管理債権の総額は、3,290百万円となりました。

「破綻先債権」は、計画の通り回収処理を進めた結果、対前期比32百万円の減少となりました。

「延滞債権」につきましては、債務者区分の遷移による増加等がありました。債権売却による回収処理および約定返済等による減少の結果、対前期比140百万円の減少となりました。

「3ヵ月以上延滞債権」の発生はありませんでした。

「貸出条件緩和債権」は、貸出条件緩和債権の解消等により対前期比180百万円の減少となりました。

「破綻先債権」「延滞債権」のうち、不動産等の担保や信用保証機関等の保証による回収可能な債権額が2,268百万円、貸倒れに備えて個別に評価して引当てた額（「個別貸倒引当金」という）が810百万円あり、破綻先債権および延滞債権に対する保全率は95.46%となっております。

自己資本額は、10,462百万円、自己資本比率は23.86%と、国内基準(4%)を大きく上回る高率を保ち、将来の信用リスク発生に備えて万全を期しております。

当金庫は、今後も皆様に安心してお取引きをいただけるよう、融資業務は安全性、公共性を重視し、貸出資産の健全性を確保するため厳正な審査と信用リスク管理を徹底し、経営の健全性を維持して行くべく全力で取組んでおります。

(単位:百万円、%)

| 区分 | 残高(A) | 担保・保証額(B) | 貸倒引当金(C) | 保全率(B+C)/A | 引当率C/(A-B) |
|-----------|----------------|-----------|----------|------------|------------|
| 破綻先債権 | 平成29年3月期 45 | 45 | — | 100.00 | — |
| | 平成30年3月期 12 | 2 | 10 | 100.00 | 100.00 |
| 延滞債権 | 平成29年3月期 3,353 | 2,308 | 849 | 94.17 | 81.31 |
| | 平成30年3月期 3,212 | 2,266 | 800 | 95.44 | 84.53 |
| 3ヵ月以上延滞債権 | 平成29年3月期 — | — | — | — | — |
| | 平成30年3月期 — | — | — | — | — |
| 貸出条件緩和債権 | 平成29年3月期 245 | 66 | 36 | 42.30 | 20.63 |
| | 平成30年3月期 64 | 47 | 9 | 87.61 | 54.77 |
| 合 計 | 平成29年3月期 3,644 | 2,420 | 886 | 90.75 | 72.47 |
| | 平成30年3月期 3,290 | 2,315 | 820 | 95.30 | 84.15 |

(注) 1.「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(未収利息不計上貸出金)のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。

- ①更生手続開始の申立てがあった債務者 ②再生手続開始の申立てがあった債務者
- ③破産手続開始の申立てがあった債務者 ④特別清算開始の申立てがあった債務者
- ⑤手形交換所による取引停止処分を受けた債務者

2.「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。

- ①上記「破綻先債権」に該当する貸出金 ②債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金

3.「3ヵ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しない貸出金です。

4.「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。

5.なお、これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。

6.「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額の合計額です。

7.「貸倒引当金」については、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、貸借対照表の残高より少なくなっています。

8.保全率は、リスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。

金融再生法開示債権および同債権に対する引当・保全状況

(単位:百万円、%)

| 区分 | 開示残高(A) | 保全額(B) | 担保・保証等による回収見込額(C) | 貸倒引当金(D) | 保全率(B)/A | 引当率(D)/(A-C) |
|--------------------|-----------------|--------|-------------------|----------|----------|--------------|
| 金融再生法上の不良債権 | 平成29年3月期 3,746 | 3,408 | 2,515 | 893 | 90.99 | 72.58 |
| | 平成30年3月期 3,395 | 3,298 | 2,384 | 914 | 97.14 | 90.40 |
| 破産更生債権およびこれらに準ずる債権 | 平成29年3月期 382 | 382 | 142 | 240 | 100.00 | 100.00 |
| | 平成30年3月期 298 | 298 | 50 | 248 | 100.00 | 100.00 |
| 危険債権 | 平成29年3月期 3,118 | 2,922 | 2,306 | 616 | 93.72 | 75.88 |
| | 平成30年3月期 3,031 | 2,942 | 2,286 | 656 | 97.06 | 88.06 |
| 要管理債権 | 平成29年3月期 245 | 103 | 66 | 36 | 42.30 | 20.63 |
| | 平成30年3月期 64 | 56 | 47 | 9 | 87.61 | 54.76 |
| 正常債権 | 平成29年3月期 48,986 | | | | | |
| | 平成30年3月期 53,374 | | | | | |
| 合 計 | 平成29年3月期 52,732 | | | | | |
| | 平成30年3月期 56,769 | | | | | |

(注) 1.「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始・更生手続開始・再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。

2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権です。

3.「要管理債権」とは、「3ヵ月以上延滞債権」および「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。

4.「正常債権」とは、債務者の財政状態および経営成績特に問題がない債権であり、「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。

5.「金融再生法上の不良債権」における「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

信用金庫法等で定められた開示項目索引

信用金庫法で定められた開示項目索引

| | |
|---|-------|
| 1. 金庫の概況および組織に関する事項 | |
| ① 事業の組織 | 07 |
| ② 理事・監事の氏名および役職名 | 07 |
| ③ 会計監査人の氏名または名称 | 36 |
| ④ 事務所の名称および所在地 | 17 |
| 2. 金庫の主要な事業の内容 | 07 |
| 3. 金庫の主要な事業に関する事項 | |
| (1) 直近の事業年度における事業の概況 | 05 |
| (2) 直近の5事業年度における主要な事業の状況 | |
| ① 経常収益 | 05 |
| ② 経常利益または経常損失 | 05 |
| ③ 当期純利益または当期純損失 | 05 |
| ④ 出資総額および出資総口数 | 05 |
| ⑤ 純資産額 | 05 |
| ⑥ 総資産額 | 05 |
| ⑦ 預金積金等残高 | 05 |
| ⑧ 貸出金残高 | 05 |
| ⑨ 有価証券残高 | 05 |
| ⑩ 単体自己資本比率 | 05 |
| ⑪ 出資に対する配当金 | 05 |
| ⑫ 役員数 | 05 |
| ⑬ 職員数 | 05 |
| ⑭ 会員数 | 05 |
| (3) 直近の2事業年度における事業の状況 | |
| ① 主要な業務の状況を示す指標 | |
| ア. 業務粗利益および業務粗利益率 | 37 |
| イ. 資金運用収支、役務取引等収支、およびその他の業務収支 | 37 |
| ウ. 資金運用勘定ならびに資金調達勘定の平均残高、利息、利回りおよび資金利鞘 | 37 |
| エ. 受取利息および支払利息の増減 | 37 |
| オ. 総資産経常利益率 | 37 |
| カ. 総資産当期純利益率 | 37 |
| ② 預金に関する指標 | |
| ア. 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金、その他の預金の平均残高 | 38 |
| イ. 固定金利定期預金、変動金利定期預金およびその他の区分ごとの定期預金の残高 | 38 |
| ウ. 担保の種類別の貸出金残高および債務保証見返額 | 38 |
| エ. 使途別の貸出金残高 | 38 |
| オ. 業種別の貸出金残高および貸出金の総額に占める割合 | 39 |
| カ. 預貸率の期末値および期中平均値 | 39 |
| ④ 有価証券に関する指標 | |
| ア. 有価証券の残存期間別残高 | 27 |
| イ. 商品有価証券の種類別の平均残高 | 39 |
| ウ. 有価証券の種類別の平均残高 | 39 |
| エ. 預証率の期末値および期中平均値 | 39 |
| 4. 金庫の事業の運営に関する事項 | |
| (1) リスク管理の体制 | 22 |
| (2) 法令遵守の体制 | 08 |
| (3) 中小企業の経営の改善および地域の活性化のための取組み状況 | 11 |
| (4) 金融ADR制度への対応 | |
| (苦情処理措置・紛争解決措置等の概要) | 08 |
| 5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況 | |
| (1) 貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書 | 33~36 |
| (2) 貸出金のうち次に掲げるものの額およびその合計額 | |
| ① 破綻先債権に該当する貸出金 | 41 |
| ② 延滞債権に該当する貸出金 | 41 |

③ 3ヶ月以上延滞債権に該当する貸出金 41

④ 貸出条件緩和債権に該当する貸出金 41

(3) 次に掲げるものに関する取得価額または契約価額、時価および評価損益

① 有価証券 40

② 売買目的有価証券 40

③ 金銭の信託 40

④ デリバティブ取引(第102条第1項第5号に掲げる取引) 40

(4) 貸倒引当金の期末残高および期中の増減額 39

(5) 貸出金償却の額 39

(6) 会計監査人の監査 36

6. 報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの

..... 32

金融再生法で定められた開示項目索引

金融再生法開示債権 41

自己資本比率規制による開示項目索引

自己資本の構成に関する開示事項 24

定性的な開示事項

1. 自己資本調達手段の概要 25

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要 25

3. 信用リスクに関するリスク管理の方針および手続の概要(証券化エクスポートージャーを除く) 26

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関 26

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要 29

5. 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続の概要 29

6. 証券化エクスポートージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要 29

7. オペレーション・リスクに関するリスク管理の方針および手続の概要 30

8. 出資等エクスポートージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要 30

9. 金利リスクに関するリスク管理の方針および手続の概要 31

内部管理上使用した金利リスクの算定方法 31

定量的な開示事項

1. 自己資本の充実度に関する事項 25

2. 信用リスクに関する事項(証券化エクスポートージャーを除く)

(1) 信用リスクに関するエクスポートージャーおよび主な種類別の期末残高 26

(2) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額 27

(3) 業種別の個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等 28

(4) リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポートージャーの額等 28

3. 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポートージャー 29

4. 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項 29

5. 証券化エクスポートージャーに関する事項

(1) 保有する証券化エクスポートージャーの額および主な原資産の種類別の内訳 29

(2) 保有する証券化エクスポートージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高および所要自己資本の額等 29

(3) 保有する再証券化エクスポートージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無 29

6. 出資等エクスポートージャーに関する事項

(1) 貸借対照表計上額および時価等 30

(2) 出資等エクスポートージャーの売却および償却に伴う損益の額 30

(3) 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額 30

(4) 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額 30

7. 金利リスクに関する事項 31